

川崎病院 C 棟外壁塗装改修設計業務委託

特 記 仕 様 書

	担 当	係 長	課 長
建 築			
電 気			
機 械			

令和 7 年 3 月

川崎市病院局経営企画室

I 業務概要

1. 業務名称 川崎病院 C 棟外壁塗装改修設計業務委託

2. 履行期間 令和 8 年 3 月 1 3 日限り

ただし、次のとおり各業務に期限を定める。

概算工事費の算出	令和 7 年 6 月下旬
図面提出	令和 7 年 1 2 月下旬
内訳書提出	令和 8 年 1 月下旬
成果品一式	令和 8 年 3 月上旬

3. 計画施設の概要

(1) 施設名称	川崎市立川崎病院
(2) 敷地場所	川崎市川崎区新川通 1 2 番 1 号
(3) 施設用途	総合病院等

令和 6 年国土交通省告示第 8 号 別添二 第十号 第 2 類とする。

4. 建設の条件

(1) 工事費概算	約 1 1 8, 0 0 0 千円 (税込)
(2) 建設工期	令和 8 年度 (予定)

5. 設計と条件

(1) 敷地条件	敷地面積	1 9, 8 1 3 m ²
	用途地域	近隣商業地域
(2) 施設条件 (全体)	延べ面積	4 9, 8 8 3 m ²
	主要構造	S、SRC 造 地下 1 階地上 1 5 階
(C 棟)	対象規模	地上 5 階
	外壁対象面積	約 2、7 0 0 m ²
(3) 設計概要等	ア 外壁 (C 棟 RC 躯体面) の中性化進行の抑制、鉄筋の腐食防止を目的とした躯体改修、外壁塗装改修	
	イ 外壁 (C 棟) に面する (笠木部も含む) シーリングの改修	
	ウ 外壁 (C 棟) に面する部分の建具塗装改修等	
	エ 病院を運営しながらの工事となるため、診療業務等に支障をきたさな	

いよう、安全や騒音・匂いによる影響等に配慮した計画を十分に検討し、設計を行うこと。

Ⅱ 業務仕様

1. 特記仕様書の適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書（川崎市まちづくり局）」（以下「共通仕様書」という。）による。

2. 設計業務の内容及び範囲

適用欄において○印のついたものを適用する。

（1）一般業務の範囲

範 囲	適 用
【基本設計】	
総合基本設計に関する標準業務	
構造基本設計に関する標準業務	
電気設備基本設計に関する標準業務	
機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等） 基本設計に関する標準業務	
【実施設計】	
総合実施設計に関する標準業務	○
構造実施設計に関する標準業務	
電気設備実施設計に関する標準業務	
機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等） 実施設計に関する標準業務	

（2）上記（1）一般業務の範囲から対象外となる業務の範囲

範 囲	適 用
【基本設計】	
【実施設計】	

【設計意図伝達】	○

(3) 追加業務の範囲

範 囲	適 用
解体工事に関する標準業務（既存建築物の図面作成含む）及び積算業務	
建築積算	○
電気設備積算	
機械設備積算	
計画通知申請の手続業務	
その他建築基準関係規定等に係る法令・条例に関する行政手続業務等（別紙1「(3) 実施設計完了時」の表中【行政手続申請等】において適用している項目）	
東京電力、N T T等との協議	
鉄道事業者との協議	
道路管理者との協議	
電波障害対策に関する業務	
日影図の作成	
住民説明用資料の作成	
工事議案資料の作成	
概略工事工程表の作成	○
透視図作成	
模型製作	

※積算においては、積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料（刊行物及びカタログ等の根拠資料写しの整理を含む）の作成、見積徴取、見積一覧表の作成及び見積検討資料の作成を行う。

(4) 構造計算適合性判定の適用

床面積の合計	箇所数
1, 000 m ² 以内	
1, 000 m ² を超え 2, 000 m ² 以内	
2, 000 m ² を超え 10, 000 m ² 以内	

10, 000 m ² を超え 50, 000 m ² 以内	
50, 000 m ² を超える	

3. 業務の実施

(1) 一般事項

本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。成果物については「設計業務等のチェックリスト(川崎市まちづくり局)」による確認を行い、同リストを添えて提出する。なお、必ず照査者によるチェックを行うこと。

(2) 適用基準等

適用基準は次（最新版を適用）による。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

ア 設計

- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準（川崎市まちづくり局施設整備部）
- ・ 建築設備計画基準・同要領
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 木造計画・設計基準
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・ 公共木造建築工事標準仕様書
- ・ 公共建築工事特則仕様書（建築工事編）（川崎市まちづくり局施設整備部）
- ・ 公共建築工事特則仕様書（電気設備工事編）（川崎市まちづくり局施設整備部）
- ・ 公共建築工事特則仕様書（機械設備工事編）（川崎市まちづくり局施設整備部）

- ・建築物解体工事特則仕様書（川崎市まちづくり局施設整備部）

イ 積算

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事積算基準等の運用（川崎市まちづくり局施設整備部）
- ・建築数量積算基準・同解説
- ・公共建築設備数量積算基準・同解説
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

ウ その他

- ・都市計画法、建築基準法ほか関係法令・条例等
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネルギー法）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）^{注1}
- ・川崎市福祉のまちづくり条例・整備マニュアル^{注2}
（川崎市まちづくり局指導部建築管理課）
- ・川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針^{注3}
（川崎市まちづくり局総務部企画課）

注1）すべての設計において、隣接する既存の特別特定建築物（市が所有、管理）の建築物移動等円滑化基準への適合について検討すること。

注2）すべての設計において、整備マニュアルに定める「望ましい水準」への適合について検討すること。

注3）新築、増築、改築、スケルトン改修においては、木材の設計数量を記録すること。

（3） 「業務カルテ」の登録

- ・印のついたものについては、※印の付いたものを適用する。

※業務実績情報の登録の要否

- ・※要

受注者は、別紙1のとおり業務完了検査後に速やかに、公共建築設計者情報システム

（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、業務完了検査前までに登録内容について、監督員の承諾を受ける。

- ・ 不要

（4） 業務計画書

業務計画書の記載内容は、原則として次のとおりとし、監督員の承諾を得ること。また、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出すること。

ア 業務概要

業務の意図及び目的、業務で実施する調査、計画、設計の作業項目などを簡潔に記載する。

イ 業務実施方針

特記仕様書、法令及び基準等で規定されている業務条件等を整理した上で、調査、計画、設計における作業項目及び発注者や施設管理者等との打合せ方法などを検討し、具体的方針として記載する。

ウ 業務工程計画

業務の流れが明確に把握できるよう、業務の作業手順を工程表として示すと共に、照査の節目や打合せ時期、法令手続時期等についても明示する。

エ 照査計画

照査を行う業務の節目、時期、内容等を記載する。

オ 業務実施体制

管理技術者及び照査技術者、実務担当技術者を組織図として記載する。業務を再委託するときは、再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載する。なお、業務の全部を一括して又は主要な部分を再委託してはならない。また、複数の者に再委託する場合で、自らが調整、指揮、監督または検査等の総合管理を行う場合、それぞれの役割及び体制を記載する。なお、必要に応じて実績等がわかる書類を添えること。

カ その他

監督員が指示するもの等を記載する。

(5) 業務実施体制

ア 管理技術者等の資格要件

管理技術者等の資格要件は次による。なお、管理技術者については、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

	資格要件	適用
管理技術者	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士として、建築士法施行規則第1条の2に規定する実務経験を5年以上有する者	○
	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の3に規定する設備設計一級建築士	
	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士（実務経験5年以上）	

担当技術者 (意匠)	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、かつ建築士法施行規則第1条の2に規定する実務経験を5年以上有する者	○
担当技術者 (構造)	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、かつ建築士法施行規則第1条の2に規定する実務経験を●年以上有する者	
	建築士法第10条の3に規定する構造設計一級建築士	
担当技術者 (電気)	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の3に規定する設備設計一級建築士	
	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士（実務経験5年以上）、若しくは、本委託対象と同等以上の設計に関する実績を有する者、又は同程度の能力のある者（実務経験10年以上）	
担当技術者 (機械)	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の3に規定する設備設計一級建築士	
	本委託対象と同等以上の設計に関する実績を有する者、又は同程度の能力のある者（実務経験5年以上）	
担当技術者 (積算)	本委託対象と同等以上の積算に関する実績を有する者 (実務経験5年以上)	○

イ プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て本設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により本設計業務を履行する。

(6) 資料（CAD・書式の電子データ等）の貸与及び返却

貸 与 資 料	適 用
・既存建築物の図面（PDF）等	○
・既存敷地調査資料（測量図、柱状図等）	
・その他業務関連資料	

(7) 打合せ記録

打合せに関する記録を速やかに作成し、監督員に提出する。

(8) 成果物等の提出

成果物及び提出書類は、別紙1により、電子化CD（CALS/EC用）で監督員に提出する。ただし、電子化できないものはA4ファイリングとする。

4. その他

・印の付いたものについては、※印の付いたものを適用する。

(1) 本設計業務における契約関係基準類の摘要順位は次のとおりとする。

- ①特記仕様書
- ②共通仕様書
- ③川崎市委託契約約款

(2) 建築士法第22条の3の3に基づく書面による契約締結

- ・※要 $\left[\begin{array}{l} \text{延べ面積が300m}^2\text{を超える建築物を新築し、増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは} \\ \text{大規模の模様替をする場合は、建築士法第22条の3の3に基づく書面による契約締結が必要。} \end{array} \right]$
- ・ 不要 $\left[\text{建築士法第24条の8に基づく書面の交付が必要。} \right]$

(3) 成果物及び提出書類が著作権法に定める著作物に該当する場合には、すべて本市に無償譲渡するものとする。

(4) 本設計業務は「電子納品ガイドライン（建築編・建築設備編）（川崎市まちづくり局）」に基づく、電子納品対象業務とする。

(5) 再委託

ア 再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、本市に損害を与えたときは、受注者が本市に対する賠償の責を負うこと。

イ 契約の目的物について、再委託の相手方による再委託に係る業務の履行に係る部分に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があったときは、受注者が契約の規定による契約不適合責任を負うこと。

ウ 再委託にあたって、受注者は、再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正に取扱いを行うこと。

エ 再委託の相手方が、前ア～ウのいずれかに違反したときは、再委託の相手方に関する承諾を取り消すものとする。

オ この場合において、受注者に損害が発生したときは、本市は一切の賠償の責を負わない。

- (6) 特記仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は監督員と協議し、各基準に適合するよう行うものとする。
- (7) 工事材料、施工方法等を発注図等（参考図含む）に記載する際に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象の有無について確認すること。
- (8) コンクリート削孔に伴い発生するコンクリート殻、濁水及び濁水に含まれる削孔くずについては、「業務計画書」に処理方法を具体的に記載すること。
また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。
- (9) ア 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
イ 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

別紙 1 成果物及び提出書類

(1) 業務着手時等

名 称	関係規定等	提出時期	備 考
委託業務着手届	まちづくり局 委託業務監督要領	設計業務着手時	担当技術者以外の者を置く場合に提出 管理技術者及び担当技術者について記載
委託業務代理人・作業員届			
委託業務代理人・技術者届			
技術者経歴書			
組織表			
業務計画書	共通仕様書	契約締結後 7 日以内	
委託業務工程表	川崎市委託契約約款		
委託業務完了届 (委託業務完了届・検査報告書)	まちづくり局 委託業務監督要領	設計業務完了時	契約金額 100 万円未満の場合、(委託業務完了届・検査報告書)を使用
電子化 CD (CALS/EC 用)	電子納品ガイドライン (建築編・建築設備編)		
公共建築設計者情報システム (PUBDIS)「業務カルテ」の登録	公共建築協会	設計業務完了検査後に速やかに	

注)・電子化 CD の提出枚数は 1 部とする。

(2) 基本設計完了時

	成 果 物 等	適 用
【建築 (総合)】	基本設計説明書	
	基本設計図	
【建築 (構造)】	構造計画概要書	
	基本構造計画案	
	仕様概要書	
【電気設備】	電気設備計画概要書	
	仕様概要書	
【機械設備】	空気調和設備計画概要書	
	給排水衛生設備計画概要書	
	昇降機設備計画概要書	
	仕様概要書	
【資料】	各種技術資料	
	各記録書	
	電子データ	

【その他】	工事費概算書	
	概略工事工程表	
	交通量・騒音・振動等調査報告書	

注)・建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。

- ・成果物には受注者名と管理技術者名を記載すること。
- ・複製は監督員との協議による。

(3) 実施設計完了時

	成 果 物 等	適 用
【建築（総合）】	実施設計説明書	
	実施設計図	○
【建築（構造）】	建築構造設計図	
	構造計算書	
【電気設備】	電気設備設計図	
	電気設備設計計算書	
【機械設備】	空気調和設備設計図	
	給排水衛生設備設計図（消火設備含む）	
	昇降機設備設計図	
	空気調和設備設計計算書	
	給排水衛生設備設計計算書（消火設備含む）	
【建築積算】	建築工事積算数量算出書	○
	建築工事積算数量調書	○
	見積り徴取、見積一覧表及び見積検討資料	○
	単価資料（刊行物及びカタログ等の根拠資料写しの整理を含む）	○
	工事内訳書	○
【電気設備積算】	電気設備工事積算数量算出書	
	電気設備工事積算数量調書	
	見積り徴取、見積一覧表及び見積検討資料	
	単価資料（刊行物及びカタログ等の根拠資料写しの整理を含む）	
	工事内訳書	
【機械設備積算】	機械設備工事積算数量算出書	
	機械設備工事積算数量調書	
	見積り徴取、見積一覧表及び見積検討資料	
	単価資料（刊行物及びカタログ等の根拠資料写しの整理を含む）	
	工事内訳書	

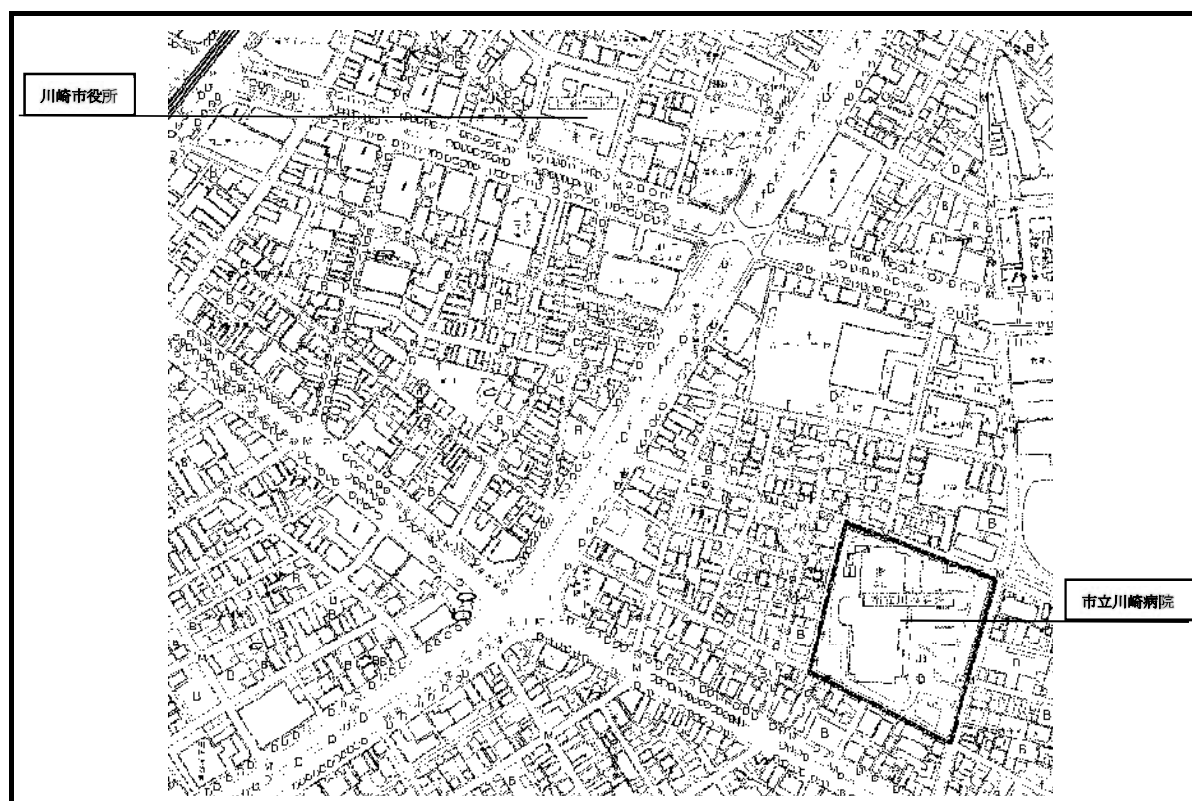
【行政手続申請等】	都市計画法に関する協議	
	宅地造成等規制法に関する協議	
	総合調整条例に関する協議	
	防犯灯設置に関する協議	
	所轄警察署協議	
	緑化に関する協議	
	駐車場法に関する協議	
	下水道法に関する協議	
	雨水流出抑制に関する協議	
	水道法に関する協議	
	消防法に関する協議	
	ガス事業法に関する協議	
	バリアフリー法に関する協議	
	福祉のまちづくり条例に関する協議	
	C A S B E E 川崎への入力及び申請に関する協議	
	建築物省エネルギー法に関する協議	
	ビル衛生管理法に関する協議	
	浄化槽法に関する協議	
	廃棄物の収集に関する協議	
	都市計画道路に関する協議	
	都市景観に関する協議	
	自転車等の放置防止に関する条例に関する協議	
	建築物の用途の許可に関する協議	
	一団地認定に関する協議	
	建築物の高さの許可に関する協議	
	日影の許可に関する協議	
	道路内建築物の許可に関する協議	
	斜面地建築物の許可に関する協議	
	工事中建築物の仮使用の認定に関する協議	
	埋蔵文化財に関する協議	
	臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例に関する協議	
	自転車等駐車場の付置等に関する条例に関する協議	
	日本住宅性能表示基準評価書の交付に関する協議	
	中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例に関する協議（※総合調整条例に関する協議の対象となる案件は除く）	

	危険物の取扱い・貯蔵等に関する協議	
	既存の建築物の現況調査、現況図面の作成、建築関係法令への適合性調査、不適合部分の是正工事検討、建築基準法第 12 条 5 項の報告資料作成等	
	既存の建築物の構造計算書の復元	
	既存設備（配管、給水水圧、電気設備等）の調査	
	既存の建築物の設計図書が現存しない場合における、改修設計に必要な設計図書の復元に係る現況調査等（※改修設計に限る）	
	耐震改修設計に係る成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る協議（※改修設計に限る）	
	その他関連手続	
【資料】	設計業務等のチェックリスト	○
	各種技術資料	○
	各記録書	○
	木材使用量算定シート（別紙 2）	
	電子データ	○
【その他】	概略工事工程表	○
	透視図	
	模型	
	計画通知図書（副本）	

注）・建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に含めることができる。

- ・原則として、工事内訳書は営繕積算システム RIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書作成システム」による。
- ・成果物には受注者名と管理技術者名を記載すること。
- ・各提出書類については、写しを作成し、受注者において保管すること。
- ・各種設計図は C A D データ共とし、別途 A4 判製本を 1 部提出する。その他の複製は監督員との協議による。

案 内 図



配 置 図

